

Futebol Clube do PARCEIRO Jr.

後 援 会 会 則



1. 後援会会則

FC PARCEIRO Jr.後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、FC PARCEIRO Jr.後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(組 織)

第2条 本会に会員を置く。

- (1) 会員は、FC PARCEIRO Jr.の保護者をもって構成する。
- (2) 本会の会員のほか、特別会員を置くことができる。
- (3) 会員は、本会の目的を達成するため、積極的に協力しなければならない。

(目 的)

第3条 本会は、クラブの活動が円滑に行われるための環境作りを推進すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) クラブ活動の連絡および調整に関すること。
- (2) 各種大会参加の後援に関すること。
- (3) クラブレクリエーション開催に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

(役 員)

第5条 本会に役員を置く（男女問わず）。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 2名
- (4) 広報 1～2名
- (5) 監事 1～2名

本会の役員のほかに、特別会員を置くことができる。

- (1) 顧問 若干名

(事 務 局)

第6条 本会の事務局は、後援会会長宅に置く。ただし、会計業務・銀行口座等は本部会計役員の名義・住所等で行うものとする。

(役員の仕事)

第7条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 会計は、後援会費に係ることを処理する者2名とする。
- (4) 監事は、本会の運営および会計を監査する。
- (5) 特別会員の相談役および顧問は、本会を代表しない。
- (6) 定期的(3ヶ月に1回程度)に、ミーティングを開催する。(団との意見交換を含む。)

(役員を選出)

第8条

- (1) 会長・副会長・会計・広報・監事の選出は、会員から選出し、総会において承認を受けるものとする。
ただし、監事のうち1名は、前年度の会長・副会長または会計とする。
- (2) 特別役員である顧問の選出については、役員会において審査し決定する。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会および役員会とし、会員の半数が出席した場合に開催する。

(会費)

第11条 会員は、本会に対して後援会費を納めなければならない。

- (1) 後援会費は月400円とし、クラブ会費とは別途、原則として上期・下期にわけて2回徴収するものとする。
- (2) 途中退会の場合、納入済会費は、月割りで返却するものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日、までとする。
会計報告は、監事の承認後、総会において報告するものとする。

(その他)

第13条

- (1) 本会の定めるもののほか、特異な事項が発生した場合は、役員会において決定し必要により会員に通知することとする。
- (2) ユニフォームを購入する場合はクラブ指定のものとする。

付則

この会則は、平成6年4月24日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は、平成14年5月12日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は、平成15年4月20日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は、平成16年4月25日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は、平成17年4月24日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は、平成20年4月20日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は、平成22年4月18日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は、平成25年4月14日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は、平成26年4月14日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は、平成28年4月16日から施行する。

付則（会則一部改定）

この会則は、平成29年4月16日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は、平成30年4月9日から施行する。

付則（会則一部改正） …広報3名→1～2名に改正

この会則は、令和2年6月14日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は令和3年4月1日から施行する。

付則（会則一部改正）

この会則は令和３年４月１日から施行する

付則（会則一部改正）

この会則は令和４年４月１日から施行する

付則（会則一部改正）…後援会費年額→月額 400 円に改正

この会則は令和４年７月 31 日から施行する。